

広島県トランポリン協会 県外大会遠征費補助金交付要項

【趣旨】

第1条 この要項は、広島県トランポリン協会に加入している選手のトランポリンの振興を目的とした、県外の競技会・シャトル大会に出場する選手の遠征費の一部に対し、大会遠征費補助金（以下「補助金」という）を交付する。

【交付対象】

第2条 交付対象は広島県トランポリン協会に加入済みの選手で、競技会出場に係る経費に対し補助する。
監督(コーチ)は1名のみ、選手は出場者数を交付対象とする。観客としての遠征は対象としない。

【交付額】

第3条 交付額は、別に定める遠征費補助基準額のとおりとする。

【補助金の交付申請】

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下申請者）は、大会終了後2週間以内に次の各号に掲げる事項を記載した申請書を広島県トランポリン協会 会長に申請しなければならない。

- ・大会成績報告書（様式 遠征第1号）
- ・大会要項等
- ・成績が分かる物を添付
- ・請求書（様式 遠征第2号）

【補助金交付額の確定】

第5条 会長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査を行い、申請者に対し確定した補助金の額を決定する。

【決定の取り消し】

第6条 会長は、申請者が偽りやその他不正な手段を行い補助金交付を受けた場合と、補助金交付の条件・要項・指示に違反した場合は補助金を取り消すことができる。
また既に補助金を交付している場合は期間を定めて返還を命ずることができる。

【委任】

第7条 この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則 この要項は、令和4年6月25日から施行する。